

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

第 13 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 18 年 1 月 25 日 (水) 14:00 ~ 15:51

2 . 場 所 食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3 . 議 事

(1) 「 食 品 安 全 基 本 法 第 21 条 第 1 項 に 規 定 す る 基 本 的 事 項 」 (平 成 16 年 1 月 16 日
閣 議 決 定) の フ ォ ロ ー ア ッ プ に つ い て

(2) そ の 他

4 . 出 席 者

(専 門 委 員)

富永座長、福士専門委員、市川専門委員、伊藤専門委員、近藤専門委員、
佐々木専門委員、澤田専門委員、鋤柄専門委員、西脇専門委員、山本専門委員

(専 門 参 考 人)

服部専門参考人

(食 品 安 全 委 員 会 委 員)

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、本間委員、見上委員

(厚 生 労 働 省)

医薬食品局食品安全部南野企画情報課長

(農 林 水 産 省)

消費・安全局山田消費・安全政策課長

(環 境 省)

水・大気環境局土壌環境課鈴木農薬環境管理室長

(文 部 科 学 省)

スポーツ・青少年局学校健康教育課平井専門官

(事 務 局)

齊藤事務局長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勸告広報課長、
西郷リスクコミュニケーション官、境情報・緊急時対応課長

5．配布資料

資料 1 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成 18 年 1 月 12 日食品安全委員会決定）

資料 2 「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）の記載事項の実施状況について（案）

参考資料 1 米国から到着したせき柱を含む子牛肉の確認について（平成 18 年 1 月 20 日プレスリリース）

参考資料 2 <平成 17 年度> 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補に関する企画専門調査会における審議結果について

参考資料 3 平成 18 年度食品安全委員会予算（案）の概要

参考資料 4 平成 18 年度組織・定員要求の結果について

参考資料 5 平成 18 年度における食品健康影響評価技術研究の領域について

6．議事内容

○富永座長 時間がまいりましたので、ただいまから「企画専門調査会」の第 13 回会合を開催いたします。

本日は、10 名の専門委員とともに服部専門参考人が御出席です。また、本日は飯島専門委員ほか 5 名の専門委員が御欠席です。

なお、食品安全委員会からは担当委員である寺尾委員とともに、寺田委員長、小泉、見上、本間の各委員にも御出席いただいております。

更に、本日は「『食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項』（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）のフォローアップについて」を御審議いただきますので、関係省庁の関係者の方々にも御出席いただいております。私の方から御紹介しますので、恐れ入りますが、お立ちいただけますでしょうか。

厚生労働省からは、医薬食品局食品安全部南野企画情報課長さんです。よろしくお願いします。

農林水産省からは、消費・安全局山田消費・安全政策課長さんです。

環境省からは、水・大気環境局土壌環境課鈴木農薬環境管理室長さんです。

文部科学省からは、スポーツ・青少年局学校健康教育課平井専門官でございます。まだですが、お見えになると思います。

以上４名の方に、本日は御出席いただいております。皆様よろしく申し上げます。

続きまして、議事に入らせていただく前に、まず事務局から資料の確認をお願いいたします。

○小木津総務課長 それでは、資料の御確認をさせていただきます。

資料の一番上に付いているかと思いますが、議事次第の裏側を確認していただきたいと思います。５というところに、配布資料の一覧表が載せてございます。

実際の資料は、座席表の後に資料１ということで、裏表でございますが１枚のペーパー「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項」は、今年１月１２日に食品安全委員会で決定されてものでございますが、それが１つ目でございます。

２つ目でございますが、こちらは今日の議事の本題でございます「『食品安全基本法第２１条第１項に規定する基本的事項』（平成１６年１月１６日閣議決定）の記載事項の実施状況について（案）」でございます。

続きまして参考資料でございます。参考資料１が「米国から到着したせき柱を含む子牛肉の確認について（平成１８年１月２０日プレスリリース）」というものでございます。

参考資料２でございますが、こちらは「＜平成１７年度＞ 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補に関する企画専門調査会における審議結果について」という資料でございます。これも裏表１枚の資料と、もう一つ参考が付いております。

参考資料３でございますが「平成１８年度食品安全委員会予算（案）の概要」でございます。

参考資料４でございますが「平成１８年度組織・定員要求の結果について」という資料でございます。

最後になりますが、参考資料５が「平成１８年度における食品健康影響評価技術研究の領域について」でございます。

以上でございます。

○富永座長 ありがとうございます。

皆さん、資料そろっているでしょうか。よろしいですね。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料「企画専門調査会 第１３回会合 議事次第」というものがございまして、この裏を御覧くださいませ。

本日は、1月12日に食品安全委員会において決定されました、資料1「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成18年1月12日食品安全委員会決定）」のうちの基本的事項のフォローアップについて、御審議いただくことにしております。

まず、事務局から資料の御説明をいただきたいと思いますけれども、その前に先週末に輸入された米国産の牛肉に脊柱が含まれていたことが確認されて、大変な問題になっております。米国産牛肉の手続がそのために停止されているところでございます。皆様方も大変御関心がおありと思いますので、これにつきまして、少し事務局の方から御報告いただきたいと思います。これは食品安全担当大臣の談話も出ておりますが、今日は冒頭これについて御説明をお願いいたします。

○吉岡勸告広報課長 それでは、参考資料1に基づき御報告をいたします。

参考資料1は、1月20日に厚生労働省、農林水産省から発表されましたプレスリリース、また、同日松田食品安全担当大臣が発表いたしました談話の2枚でございます。

まず、1月20日に農林水産省動物検疫所成田支所及び厚生労働省成田空港検疫所におきまして、米国から到着した牛肉のうち、脊柱を含む子牛肉が発見され、その旨が確認されたということで、プレスリリースがございました。

当該ロットについては、すべて積み戻し、または焼却処分することとし、今後、本件の原因について、米国政府から報告があるまでの間、すべての米国産牛肉の輸入手続を停止することとしたところでございます。

また、これを受けまして、同日でございますが、食品安全担当大臣から「米国から到着したせき柱を含む子牛肉の確認について」という談話が発表されてございます。

談話におきましては、脊柱が混入していたことが確認され、このような事態が発生したことは、誠に遺憾である。

米国からの輸出の条件については、食品安全委員会でも議論されたところであり、米国にはその条件の遵守について、万全を期してもらう必要がある。

いずれにしても、食品の安全性の確保について管理責任を有する厚生労働省と農林水産省においては、これまでの食品安全委員会の議論を踏まえ、適切に対応すべきものである。

なお、その状況については、食品安全委員会において報告を聴取する考えであるという内容となっております。

本件につきましては、現在、厚生労働省、農林水産省において原因究明、また再発防止のための改善措置等の検討を行っているところであると伺っております。事務局としては、準備ができ次第、両省から当委員会に報告を受けることになるかと考えております。

以上でございます。

○富永座長　ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明がありましたように、また先日の大臣談話にも書かれておりますように、現在、厚生労働省、農林水産省におきまして、なぜそのようになったかという原因の究明、あるいは改善措置などを検討しているところでございますから、食品安全委員会としては、まず厚生労働省、農林水産省から委員会に報告を受けて、それから対応することになろうと思います。

しかし、何か御質問あるいは御要望がございましたら、お聞きしたいと思います。何かございませんか。

では、本日は後の議題がございますので、そろそろ第１の議題の「『食品安全基本法第21条第１項に規定する基本的事項』（平成16年1月16日閣議決定）のフォローアップについて」の審議に入りたいと思います。本日は、これが最も重要な議題でございます。

それでは、事務局から資料の御説明をお願いします。

○小木津総務課長　それでは、お手元の資料２を御覧いただきたいと思います。別途大きく拡大した資料としてもお配りしているかと思いますが、それを御参照いただければと思います。

このもとになりましたのは、平成16年1月に閣議決定されました基本的事項でございますが、これは食品安全基本法に基づくものでございますが、それを具体化するということもございますが、食品の安全性の確保に関する施策全般を対象としております。

実施主体は、食品安全委員会のみならず、本日御出席いただいております関係各省及びです。企画専門調査会の各専門委員に、基本的な事項の実施状況をゼロベースで御確認いただくのは、現実的ではないと考えておりまして、関係各省と調整しながら、事前に事務局として御審議のたたき台となるべき資料をまとめました。それが資料２でございます。

この資料は、基本的事項に盛り込まれました10項目と、その記載事項に対応して委員会及び関係各省が、これまで実施した措置の具体的内容はどうであったかということを記述しております。各専門委員の皆様におかれましては、具体的内容について御確認、御検討いただきますとともに、今後の課題等について率直な御意見を賜りたいと存じます。こうしたプロセスによりまして、基本的事項についてのフォローアップを行いたいと考えております。

それでは、順次御説明をさせていただきたいと思います。

資料２でございますが、まず１ページでございます。こちらは「第１　食品健康影響評

価の実施（法第 11 条関係）」について、具体的に定めたものでございますが、左側の事項が、記載事項、基本的事項に掲げられているものでございます。

ここでは「1 基本的考え方」といたしまして、食品健康影響評価が食品の安全性に関わる施策ごとに行われなければならないと、そして、食品健康影響評価が科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われなければならないとされておりますが、実際に厚生労働省、農林水産省及び環境省から、さまざまな案件につきまして評価要請がございました。

これまで、右側にございます「具体的内容」の欄に書いてありますように、470 品目についてありまして、17 年度は、このうち 88 品目が評価要請を受けた品目でございます。また、審議を行った上で、評価結果をお返ししているものが、これまでのところ累積で 208 品目でございます。平成 17 年度中は、85 品目ということでございます。

以下、特に平成 17 年度中の動きを中心に、具体的内容についてポイントだけ御確認の意味で、説明をさせていただきたいと思っております。

その下の（2）は、食品の供給行程ごとに留意すべき事項について、定められているところでございます。

ページをめくっていただきまして、2 ページでございますが（3）のところは、食品安全委員会の意見を聞かなければならない事項については、その都度改正をしていくという事柄でございます。

（4）は、緊急を要する事項については、優先的に評価を行うということでございます。この辺りは、前回の記述から改めて追加したものは、特にございません。

（5）が法定されているもの以外に、任意で関係各省が評価要請を行ってきている案件でございます。これにつきましては「具体的内容」のところに書いてありますが、一番大きなところでは、厚生労働省、農林水産省から併せて諮問のありました、米国カナダ産牛肉のリスク評価の案件が、17 年度の動きとして 1 つございました。また、コエンザイム Q10 の安全性についての評価要請がございました。

続きまして、その下でございますが（6）でございます。さまざまな状況等を勘案しまして、委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うということが定められておるわけでございますが、これにつきましては、昨年末、食中毒の原因菌であるリステリアが候補として挙げられておりましたが、委員会においても自ら評価の案件として選ばれまして、現在、微生物・ウイルス合同専門調査会におきまして、食中毒原因微生物のリスク評価指針の策定に向けて審議が行われているところでございます。

続きまして、3 ページの下の方でございますが「2 例外措置の具体的内容」というこ

とでございます。特殊なケースにおきましては、通常のリスク評価とは違う扱いをすることとございますが、この中で（３）というのが、５ページの頭にかけてございます。これは人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、または抑制するため緊急を要する場合、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがない場合には、あらかじめの食品健康影響評価を省くというようなこととございますが、これに該当するものとして、右側にございますように、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入につきまして、これは 700 に及ぶリストが新たに整備されたわけですが、これにつきまして、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないということで、ポジティブリスト制度自身は食品の安全性を高めるための措置でございますので、まずは暫定的な基準を導入しているということで、この規定に該当する事項として整理させていただいております。

続きまして、５ページの下でございますが「３ 食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等」ということとございますが、特に食品健康影響評価開始前の事項の動きでございますが、右側にありますように、農林水産省及び厚生労働省が、リスク管理部門での職員が従うべき標準手順書というものを、17 年 8 月 25 日に作成されたということが大きな動きでございます。

続きまして、５ページの下の方は、自ら食品健康影響評価を行う場合には、決定に当たり、関係者における情報、意見の交換を行うよう努めるということとございますが、その次のページの右側にございますように、この場におきまして、17 年におきましては、１月と２月、そして２回目といたしまして９月と１１月に、それぞれ案件の候補の絞り込みについて、御議論をいただいたところでございます。

また、そのページでございますが、食品健康影響評価に関するガイドラインの作成作業ですが、17 年度の事項といたしましては、右側にあります でございますが、遺伝子組換え微生物等を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方が決定されているのが、動きでございます。

実施時、そして評価の終了後ということとございますが、評価の終了後につきましては、７ページの下の方の具体的な対応の中身でございますが、我が国における B S E 対策、あるいは魚介類等に含まれるメチル水銀などにつきまして、その内容をわかりやすく解説して、意見交換会等の参加者等に配るとか、ホームページの上で公表しているというようなことで、工夫を図っているところでございます。

続きまして、８ページの４でございます。「４ 委員会の行う勧告等」ということで書いてあるところでございますが、勧告自体は、これまでのところ実施の必要性はなかった

わけでございますが、委員会の役割として、リスク評価結果に基づいて講ぜられる施策の実施状況をモニタリングするという役割がございます。これに基づきまして、右側にございます欄の中ほどからでございますが、第3回の調査として、16年10月～17年3月までの間を対象にいたしまして、10月に委員会に御報告をしましたけれども、フォローアップをいたしました。その調査結果案につきまして、報告をいたしました。その結果、ここに書いてありますような、亜酸化窒素、グルコン酸亜鉛、そしてグルコン酸銅に関する管理措置について、リスク管理機関との間で御議論をして整理したところでございます。その事項につきまして、ここに書いてございます。

そして、9ページにまいります。意見ということでございます。食品の安全性に関わる重要事項について調査審議をして、そして関係行政機関の長に意見を述べるという役割を担っているところでありますが、ポジティブリスト制度の導入に関しまして、施策の概要について説明を受けまして、それについて留意すべき点などにつきまして、厚生労働大臣に対しまして意見を述べたという事項です。これが17年度の動きとしてございます。

続きまして、9ページの下の方からですけれども「第2 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（法第12条関係）」ということでございます。

これは、リスク管理機関の行うべき施策であります。国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下で、施策が講じられなければならないという記述があるわけですが、次の10ページにまいりますと、その中の具体的な項目についていろいろ記述がございます。

例えば、必要な規格及び基準の整備を進めるということがございます。この中では、ポジティブリスト制度が導入されるというようなこと、あるいは健康食品についての記述がございますが、それにつきましては、厚生労働省の方でポジティブリスト制度に基づきまして、暫定的な残留基準を設定し、また一律基準等を設定したというような動きがございました。

また、農林水産省の方では、一番下の方にございますけれども、平成17年2月に飼料用豚肉骨粉などに関する表示の基準等が定められているということでございます。

次にまいります、11ページでございますが「第3 情報及び意見の交換の促進（法第13条関係）」ということでございます。いわゆるリスクコミュニケーションのことですが「1 基本的考え方」としては、国民の意見を反映し、そして施策の過程の公正性とか透明性を確保するために、関係者間の情報及び意見の交換を促進しなければならない

と定められておるわけでございます。

これに基づきまして、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携をして、これまで 184 回全国各地で意見交換会を実施したところでございますが、平成 17 年におきましては、65 回の実績がございます。また、委員会が行ったもの、リスク管理機関が行ったものを、それぞれ下の欄の方に掲げておるところでございます。

また、リスクコミュニケーションの方法につきましては、更にその内容を充実していかなければならないということで、次の 12 ページの方に書いてございますが、できるだけわかりやすい解説を付すというようなことで、ホームページとか季刊誌、意見交換会等を活用して努めているところでございます。

また「3 リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント」というのが 3 番目に出てきておりますが、リスクコミュニケーションの担当者会議というのを 2 週間ごとに開催いたしまして、調整を図っているところでございます。

続きまして、13 ページの「第 4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（法律第 14 条関係）」でございます。こちらの考え方といたしましては、フードチェーンを通じて、人の健康に係る重大な被害の発生に係る情報の収集、状況の把握を行う。そして、緊急事態が発生した場合には、迅速な情報提供に努めるということが掲げられておりますが、このもとになるものとして、具体的な中身といたしまして、右側の欄に書いてありますように、16 年 4 月には食品安全関係府省緊急時対応基本要綱が定められておりますが、更に加えて、17 年 4 月には食中毒に関する緊急事態への対応を定めた実施要綱を、連携して策定したというところが、17 年中の動きでございます。

そして、「2 緊急時の情報連絡体制」が掲げられております。

次の 14 ページは「3 緊急対策本部の設置等」とございます。これも実際には、そういう事態は起こっておりませんが、事があれば、食品安全担当大臣が本部長となって本部を指揮するというようなことが掲げられております。

また、その下の 4 でございますが、緊急時対応マニュアルを作成していくということが掲げられているわけでございますが、先ほど申しましたように、食中毒をまず 1 つの題材といたしまして、マニュアルの作成作業を進めているところでございます。

次の 15 ページは「第 5 関係行政機関の相互の密接な連携（法第 15 条関係）」ということでございます。「1 基本的考え方」にありますように、食品健康影響評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの促進に関して、委員会及びリスク管理機関の相互間の連携の強化を図るとされております。

(3) のところにありますが、委員会は重要事項を調査審議し、意見を述べるということでございますが、先ほど申しましたようにポジティブリストに関連しまして、厚生労働大臣に意見を述べているところでありまして、それについては、ホームページを公表しているということでございます。ここの部分につきましては、委員会とリスク管理機関との連携、そしてリスク管理機関相互の連携が、それぞれ課題になっているところでございます。

続きまして、16 ページにまいります。16 ページは「第 6 試験研究の体制の整備等（法第 16 条関係）」ということでございます。「1 基本的考え方」といたしましては、食品の安全性の確保を図るために、最新の科学的知見に基づく施策の策定が必要であるという認識の下に、試験研究を進めていくということでございます。

最近の動きで申しますと、具体的な中身の方の欄を御確認いただきたいと思いますのですが、委員会におきましては、今日もこれから御説明させていただくことになろうと思いますが、17 年度から食品健康影響評価技術研究を実施しております。

また、17 年度におきましては、農林水産省で農林水産研究基本計画というものを 17 年の 3 月に策定したということが、特記すべき事項として掲げられております。

ここの部分につきましては、試験研究の体制の整備、そして具体的な研究開発の促進ということが事項として挙がっております。委員会におきましては、研究開発における重点事項を明確化しつつ、リスク評価に関するガイドライン、評価基準の策定等に資する研究を実施していくというスタンスでございます。

また、「4 研究開発の成果の普及」そして「5 研究者の養成及び確保」ということでございますが、この中では、外国の研究者及び専門家の招聘などにも積極的に力を入れておるところでございますが、委員会におきましては、右側にございますように、平成 17 年度においては、微生物分野の研究者 F . アンギュロ博士、プリオン分野の専門家 C . ラスメザス博士等をお招きしているところでございます。

続きまして、18 ページにまいりますと「第 7 国の内外の情報の収集、整理及び活用等（法第 17 条関係）」ということがございます。

食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施のための、情報の収集、整理、活用を講ずるということでございます。

まず、委員会におきましては、食品安全総合情報システムというものを、16 年度から 3 か年で構築するということで作業を進めているところでございます。その辺りの事実を書いております。

(3) のところで、今後国内において人の健康に関する被害の発生が予想されるような危害要因等については、被害の程度、対処の方法等に関し、国民へ適切な情報の提供に努めるとございます。

これについての動きとしては、右側にあります欄の中で、17 年 12 月には W H O の見解を含めた鳥インフルエンザに関する情報を更新するなど、ホームページ等を活用した情報発信を行っておりでございます。

あと、項目としては「 2 情報収集の対象範囲」そして「 3 委員会における一元的な情報収集の実施等」というのが掲げられておりますが、先ほど申しました総合情報システムの活用によりまして、委員会が中心となって一元化を進めているところでございます。

また、「 4 情報の活用及び提供」につきましては、このシステムを使って、データベース上にある情報を、適宜ホームページに提供しているというような取組を書いております。

続きまして、20 ページにまいりますと「第 8 表示制度の適切な運用の確保等（法第 18 条関係）」ということでございます。これは、リスク管理機関が対応する中身でございますが、食品衛生法あるいは J A S 法等に共通する表示項目、表示方法、その他について調整を図っていただくというようなことが書いてあります。適宜、表示対象項目というものを、追加しているという動きを右側の方では整理しております。

また、この表示制度につきましては、2 番目に書いてありますように「 2 普及及び啓発」が重要ですが、20 ページの下の方にありますように、パンフレット等の作成、説明会の実施などによって努めているということでございます。

また、「 3 違反に対する監視、指導及び取締り」についても、記述がございました。

21 ページにまいりますと、「第 9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第 19 条関係）」ということでございますが、国、地方公共団体、事業者、消費者、それぞれの立場で、その責務を果たすということで、知識と理解を深めていく必要があるというようなことが書いてあります。そのために、教育、学習の振興などが必要であるということでございます。

そのための推進体制として、2 のところでございますが、17 年の動きにおきましては、7 月に施行されました食育基本法に基づきまして、食育の推進に貢献する観点から、食品安全委員会においては、ホームページや季刊誌等を通じて、食品の安全性に関する情報を提供するとともに、関係各行政機関とも連携を図りつつ、消費者、食品関係事業者の参加により、意見交換会等を開催するとともに、食の安全ダイアル等を通じて、問い合わせ、意見に対応しているというようなことをやっております。

また、「３ 食品の安全性の確保に関する教育、学習等の重要事項」の記載がございます。この辺りは、特に大きな変更点はありません。

最後の事項が、22 ページにまいりますと「第 10 環境に及ぼす影響の配慮（法第 20 条関係）」ということでございます。

食品の供給過程の各段階において、環境に関する取組を推進するということですが、その中で具体的事項として、2 のところに掲げられておりますが、環境省において農薬による野生生物や生態系への悪影響の未然防止を図るための、水産動植物に対する毒性に係る農薬登録保留基準を改正したということ。また、土壌残留及び水質汚濁による環境中への悪影響を未然に防止するため、土壌残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正すべく準備をしていくというようなことが、特記すべき事項として掲げられます。

以上でございます。

○ 富永座長 ありがとうございます。大変膨大な資料に基づき、御説明いただきました。

専門委員の皆様方におかれましては、十分これを消化されたかどうかわかりませんが、23 ページからなる膨大な資料を拝見しますと、1 ページ目の第 1 項目、食品健康影響評価の実施、これは法律第 11 条です。

次いで 9 ページの法第 12 条関係、これは国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定。

11 ページが、法第 13 条の「第 3 情報及び意見の交換の促進」はリスクコミュニケーションのことです。

13 ページが、法第 14 条の「第 4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等」。

15 ページが、法第 15 条の「第 5 関係行政機関の相互の密接な連携」。

16 ページが、法第 16 条の「第 6 試験研究の体制の整備等」。

18 ページが、法第 17 条の「第 7 国の内外の情報の収集、整理及び活用等」。

20 ページが、法第 18 条の「第 8 表示制度の適切な運用の確保等」。

21 ページが、法第 19 条の「第 9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等」。

22 ページが、法第 20 条の「第 10 環境に及ぼす影響の配慮」。

これが、食品安全委員会が実施している主な項目になっております。

専門委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場あるいは関心から、特定の項目に関心をお持ち、あるいは御意見がおありの方もいらっしゃると思いますが、これは 1 条ずつやりますと、時間がなくなるおそれがありますから、全体を通しまして、資料 2 を事務局で御準備いただきましたことで、特に具体的な内容のところ、ここにこれを盛り込むべ

きではないかとか、あるいはこういうふうに修正すべきではないかといったことを、具体的に御指摘いただけますと、後の修正が容易ですから、ありがたいです。

それでは、順不同で結構でございますから、何か御意見などがございましたら、どうぞ遠慮なくお述べください。本日は、幸い関係省庁の担当者にも御出席いただいておりますから、食品安全委員会の事務局でお答えいただけない部分は、担当省庁からお答えいただけると思います。

資料 2 は、事務局であらかじめこういうふうに御準備いただきましたけれども、本来ですと、企画専門調査会でこれをまとめて、それを食品安全委員会に上げるという形をとっておりますが、それは事務的に不可能に近いものですから、あらかじめ事務局に原案的なものを御準備いただいております。

重要ですから、ちょっとだけ時間を置きますので、どうぞお考えください。よろしいでしょうか。

これは非常に膨大な資料になっておりますので、きちんと全部読んで理解して判断をするのは大変難しいかも知れませんが、私は、これは現状を大变的確にまとめていただいていると思います。ですから、もし御異存がなければ、これを食品安全委員会の方に上げるようにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、特に御異存もないようですから、今回は企画専門調査会でも資料 2 をこのとおり承認しまして、食品安全委員会の方へ御報告いたしたいと思います。

今日は、せっかく関係省庁から担当課長さん、室長さんに御出席いただきましたけれども、特に皆さん御質問がありませんでしたので、時間が無駄になったかも知れませんが、本当にありがとうございました。一応、議題 1 はこれで終わりますので、関係省庁からお越しいただきました方々、本当にどうもありがとうございました。あとを聞いていただいてもいいですけども、御退席いただいても結構でございます。どうもありがとうございました。

続きまして、議題の(2)は「その他」になっておりますが、本日は事務局から 4 件の報告事項があるそうでございます。

初めに、平成 17 年度の食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補に関する企画専門調査会における審議結果についてですが、これは前回の企画専門調査会で報告の文案について、座長一任という形で事務局と協議しながら作成させていただくということになっておりますので、本日はそれについても御報告いただきたいと思います。

それでは、事務局から報告事項を一つひとつお願いします。

○ 小木津総務課長 それでは、参考資料 2 に基づきまして、御報告をさせていただきます。

先ほどの基本的事項のフォローアップのときにも申し上げましたけれども、今回の自ら評価の案件の候補の絞り込みにつきましては、既に前回、前々回で御議論をいただいたところでございますが、それを整理したものが、この資料でございます。全体で 11 項目につきまして、御検討いただいたわけでございますが、一つずつ御確認いただきたいと思います。

まず、「キニーネ」につきましては、御議論の結果、評価の必要性が低いということで整理されたかと思えます。

また、2 番目の「成長ホルモン剤、成長促進剤」につきましては、現時点で有している情報を整理し、公表することとするということで、自ら評価の案件の候補としては委員会に報告しない。このような整理になったかと思えます。

3 番目でございますが、「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価について」でございます。これにつきましては、最終的に前回の企画専門調査会の場におきまして、さまざまな要素がございまして、慎重に対処することが必要であるものの、自ら評価の案件候補として、委員会に御報告するというで整理されたかと思えます。

4 番目でございますが、「クローン牛の安全性について」でございます。これにつきましては、評価の必要性が低い。その理由としては、国内では流通していないということで、整理されたかと思えます。

5 番目でございますが、「食品添加物や農薬の複合汚染について」ということでございますが、これについては、基本的にデータがないことから、評価自体が困難であるということから、候補として落ちているということでございます。

6 番目でございますが、裏側です。「フッ素加工の調理器具の安全性について」でございますが、これは既に基準が整備されているということがございます。緊急に評価をする必要性はないのではないかという整理だったかと思えます。

7 番目でございますが、「ビタミン A の過剰摂取に関わるリスクアセスメント」でございますが、これについては、現時点で有する情報を整理して、公表するという整理だったかと思えます。自ら評価の案件候補としては、委員会に報告しないという整理だったかと思えます。

8 番目でございますが、「臭素酸カリウムのリスクアセスメント」でございます。こちらにつきましても、現時点で有している情報を整理いたしまして、公表するという整理だったかと思えます。委員会への報告は、なしということでございます。

また、「アルミニウムのリスクアセスメント」につきまして、これは、提案がアルツハイマーとの因果関係ということでございましたが、その因果関係がはっきりしていないことから、評価の必要性は今の時点では低いのではないかと整理でございました。

10 番目でございますが、「調理形態の違いによる食品中の無機ヒ素の摂取リスクの変化について」ということでございますが、これにつきましては、汚染物質専門調査会で審議中であるので、その中で議論していただくという整理だったかと思います。

11 番でございますが、「食品中のアクリルアミドについて」でございます。これについては、既にファクトシートを作成済みでありますので、新たな知見があれば、更新していくという整理だったかと思います。

この中で、メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価に関連する事項としては、既に現在、米国・カナダ産牛肉についてのリスク評価という案件が関わるものとして存在するわけでございますが、参考の資料にありますように、先ほど来の御説明にもありましたけれども、プリオン専門調査会で慎重に審議をいただいた上で、評価結果を委員会として、12 月 8 日に答申しております。この辺りは、前回の企画専門調査会からの動きとしてあるわけでございますが、更に 12 月 12 日に輸入再開が決定されまして、今、実際に輸入が再開されたわけでございますが、この仕組みにおきまして、米国・カナダでの牛肉の認定施設というのが定められたわけでございますが、それについての査察結果が厚生労働省、農林水産省から委員会あてに報告がありました。プリオン専門調査会にもありました。

そうした中で、今回 1 月 20 日に S R M の混入が確認されたために、米国産牛肉については、輸入手続が停止されたという経緯でございます。こんな経緯がございますものですが、これまで委員会において、もともとの御議論として、この案件が一区切りついたところで、委員会でお諮りすると。委員会に検討いただくということの整理だったと思いますが、こんな具合で、まだ米国産牛肉の問題の行方が不透明な状況でございます。したがって、一定の区切りがついた段階で、しかるべき時期に食品安全委員会において、参考資料 2 に基づきまして、事務局から御報告させていただきまして、その取扱いについて御検討いただければと考えているところでございます。

以上、御報告でございます。

○ 富永座長 ありがとうございました。

ただいま、これまでの当企画専門調査会で審議した結果、これは最終的に事務局で文案を整理させていただきまして、皆様方に御報告するところであります。後ほど、御意見あ

るいは御質問をお受けしますけれども、私から最初に1つお聞きしたいんですが、SRMというのが何回か出てまいりますけれども、BSEは大体よくわかるんですが、SRMというのは、何の略語でしたか。これは1ページにも参考資料にも出ておりますが、何の略語でしたか。

○ 境情報・緊急時対応課長 Specified Risk Material です。

○ 富永座長 英語で言われれば実体がわかりますけれども、ちょっとわかりにくいですね。何か日本語で簡潔な表現でもあればいいですね。

○ 境情報・緊急時対応課長 日本語では、特定危険部位と申します。

○ 富永座長 そう書いてもらった方が、わかりやすいかもしれませんね。BSEは、もう一般に報道機関でも使っている言葉ですけれども、今、御説明いただいてよくわかりましたが、ありがとうございました。

それでは、内容につきまして、御質問あるいは御意見ございましたら、どうぞ。審議結果ところを、それぞれ2、3行に書いておりますけれども、これは専門調査会で検討した結果、大体のことを正確にまとめておりますので、結論を変えたりしたところは全然ございませんが、この際もう一度確認のために、何か御意見ございましたら、お聞きしたいと思います。

佐々木専門委員、どうぞ。

○ 佐々木専門委員 最終結果については、そのような議論の結果だったと思いますが、7番目と8番目のところの、11回～12回に至るところで「適切に管理されていることから」と理由が書かれていまして、この内容が具体的に説明されていないような気がいたします。経過としては、法的な措置ですとか、各行政のところで管理しているとは聞いておりますけれども、ここに書かれている適切に管理されていることという具体的な内容を、是非文書なりで御提示いただければありがたいなと思います。これは要望です。

以上です。

○ 富永座長 ありがとうございます。

これは第11回会合で厚生労働省などに照会して、後でまたこういうふうに修正したと思っておりますけれども、事務局から御説明ください。

○ 小木津総務課長 ここにありますように、この専門調査会の取扱いとして「現時点で持っている情報を整理し、公表する」ということでございますので、管理状況につきましても、リスク管理機関から聴取いたしまして、その中に整理させていただきたいと思っております。

○ 富永座長 どうぞ。

○ 佐々木専門委員 文章は既に原因と結果というような書き方になっていますので、適切に管理されているという状況も調査し、併せて報告するという事なので、これですと、もう適切に管理されているという結果から、情報を公開することにしたというような流れになるような気がしますので、言葉のあやかもしれませんが、やはり状況も我々自身はよくわかりません、私だけかもしれませんが、適切に管理されているという前提ですから、それも皆さんへお知らせしますというような内容の方がよろしいのではないかと思います。

○ 小木津総務課長 わかりました。それでは、管理状況も含めて、現時点で有している情報を整理しというような形で、整理し直します。

○ 富永座長 そうですね。その方がいいかもしれません。佐々木専門委員は、以前からこの部分では、モニターなどもきちんとやるべきだということを何回も主張しておられますので、そのような修正でよろしいでしょうか。御趣旨はよくわかっております。

ほかにどうぞ。

○ 市川専門委員 参考資料 2 ページ目の「参考」の B S E 関係のところなのですが、「2 評価結果の概要について」のところで、○の 1 番目「科学的同等性を厳密に評価するのは困難」と書いてあります。私は、評価については、科学的に詳しいことはよくわかりませんが、評価をしていただくのが評価委員会だと思っています。それなのに、科学的に厳密に評価をするのは困難といった場合に、評価はある意味難しいということなのでしょうか。今後もケースによっては、こういう事態もあると思っていていいのでしょうか。

○ 國枝評価課長 この部分については、実際には評価書を見ていただいた方がいいと思うんですけども、牛の関係については、国内見直しを最初にしました。それから米国・カナダ産という話に入ってしまったわけですが、米国・カナダに関するデータの質量が不明という部分というのは、国内対策の場合には国内の部分ということで、かなり状況もよくわかっているということもありましたので、そういったものと比べてどうかという問題と、ちょっと今いろいろ大きく問題になっていますが、実際に輸出プログラムという、これから行うことについて評価をしなければいけないというので、それがどれくらい遵守されるかという部分を、ちゃんと守られているということを前提に評価しなければいけないという 2 つの点から、科学的な同等性というのを評価するのは困難ということで、この評価書では示されたものです。

今、いろいろなことについて、いわゆる健康影響評価ということで、リスク評価が諮問

されたときにどうかということですが、これは個々の事案で実際に内容というのも違ってまいりますので、それを今ここで述べるというのは難しいかなと思います。ですから、専門調査会の方でいろいろ御判断いただくようなことになるかと思っております。

○富永座長　いかがですか。納得できませんか。

○市川専門委員　ということは、やはり評価委員会という評価をするところでも、評価に非常に苦慮するとか、困難であるとか。それは本当にサイエンスというか、科学という立場できちんと評価できないと理解をしていいんですね。

○國枝評価課長　ちょっと私の立場からよりも、むしろ委員長がおられますので、委員長からお答えいただいた方がいいのかもしれないけれども、やはりいろいろ実際の評価をする場合には、実際の資料とか、そういうものを見て評価をすることがありますから、その資料とか、あるいは諮問の前提とか、そういった全体の中で評価をすることになりますので、場合によっては困難、あるいはできないということもあり得ると思います。

○富永座長　委員長、どうぞ。

○寺田委員長　非常にわかりにくいのは、私もわかりにくいんです。ですが、御質問に対していいますと、AとBの同等性について評価をしてくれという話なので、AとBの間でデータが全く同じだったら評価ができるんですけども、AとBとの間でデータが明らかに違う、アメリカやカナダの外国のことでもありますし、管理の方法も違いますから、同じではないわけです。厳密に言えば、科学的に違うことを評価できないということです。それが最初の文書であって、しかし、そういうことを別にして、厳密には科学的ではないんですけども、アメリカのBSEの汚染度は、日本とは別のところからいろいろデータをとってきまして、どれだけ肉骨粉が入ってきたとか、今のアメリカのサーベイランスの方法と日本のサーベイランスの方法はやり方が違うけれども、厳密には科学的にいえませんが大体同じぐらいだろうということとなりました。アメリカと日本との間では、汚染度はそれほど変わらないだろうというようなことが、中に書いてあるわけです。

しかし、きちっと同等性はいえないけれども、そういうことがあったとしても、E.Vプログラムというアメリカのプログラム、管理方式がきちっと守られたら同等性はあるということです。向こうが言っているのは2階建てなんです。もともとアメリカの国民に対して肉を供給する方法と、日本には特別に別の管理方式を付け加えてやって、そのプログラムが、きちっと守られたとしたらリスクの差はそれほどではないということで、最初の部分は科学的にアメリカの国民が食べている危険性と日本の危険性とは、きちっとした意味での評価はしにくいと。今、私は英語で全体を直しているんです。なかなか意味が通りに

くいです。私は英語で意味の通る文章になるのか、心配しているんです。結局あれはプリオン専門調査会に出されたので、それが委員会で承認したということです。委員会として当然の責任ではあります。意味としては、そういう意味なんです。わかりましたか。

○富永座長 事務局長、何か追加ございますか。

○齊藤事務局長 今のBSEの評価の事柄については、評価課長なり委員長の方から申し上げたとおりで、いろんな困難の中で評価した結果、そういう困難性も含めた形で最終的な評価がこういう結論になったということで、もう既にそこは御説明が尽きていると思います。一般的にこういうリスク評価をやっていくときの考え方について、正直に申し上げると、リスク評価の学問自体がまだ十分に確立しているとは言えない部分がたくさんある。発展途上という言葉は適当ではないかもしれませんが、そういう中で最善を尽くして評価をしていただいているという前提を御理解いただけると、プリオンの先生方が非常に苦労をして、議論いただいたんだということがわかっていただけるのではないかなと思います。

それと、ほかの分野を比較すると、例えば食品添加物だとか農薬のように化学物質で評価の歴史がある程度あるものについては、例えばADIを決めるという評価の1つの大きな枠組みがあって、そのADIを決めるについては、どのようなデータを見て、それをどういうふうに考慮していくかということについての経験とか蓄積があって、学問的にもある意味でのコンセンサスが成立している。ある種の評価手法が確立しているという分野が一方にはあります。

それと比較すると、こういう生物系の評価というのは、まだ難しい問題がたくさんあると。そういう中での議論だと理解いただけると大変ありがたい。その中で、今あるデータを、今ある学問の中で最善の努力をして評価していくというのが専門調査会の専門委員の立場ですし、そのために苦労されているので、これはリスクコミュニケーションの問題でもあるのかもしれませんが、是非、そういう説明ももっときちんとしていかなければいけない。わからないことがあるということ、また不安感を呼ぶという部分があるので、わからないということを全面に出す説明をすることは適切ではないと思うんですけれども、ただ、今の学問水準で到達している中での最善を尽くしているんだというところで、御理解をいただけると大変ありがたいと思います。

○富永座長 この件につきまして、ほかの専門委員の方から何か御質問、コメントございませんか。よろしいですか。どうもありがとうございました。大変いい御指摘でございました。

参考資料2の全般を通じて、ほかに御質問ございますか。どうぞ。

○伊藤専門委員 前回の会議の後、持ち帰って社内、社外でコミュニケーションをとったんですけども、3番目のメキシコ、チリ、中国産の牛肉という部分なんですけれども、北米産の牛肉に決着がついたと思ったら、合衆国のマネジメントのまずさで、まだ中途半端な状態になっていますけれども、メキシコ、チリ、中国等と書いてありますけれども、これは余計なお世話なのかもしれないんですけれども、ひょっとして豪州やニュージーランドは本当に大丈夫なのかという発想があっても不思議ではないのではないですかという意見が、社内外から、たまたま3か国を表現されていたので、出てきた部分があります。何を今さらと若干乱暴な意見かもしれませんが、やっていくうちに、そのうち突然オセアニアから出るということがないとは言えないわけで、一応確認なり、押さえておいてもいいのではないかなと思った部分があります。これは意見として、1つ申し上げます。

いろんな資料のベースになる部分が、一部科学的な情報といいますか、学術論文といいますか、学会発表というたぐいのものになると思うんですけれども、世の中の変化の中で耐震偽装に代表されるような、非常に不信感に陥るような部分が多いですし、韓国の教授のあの発表の問題とか、根底を覆すような問題があるわけなので、その辺についても学術論文の精度といいますか、正確度といいますか、そういったところまで立ち入って、それをベースに取り上げるというような、基本的なスタンスが非常に必要なのではないかと思いましたので、これは意見として申し上げさせていただきます。

以上です。

○富永座長 ありがとうございます。大変貴重な意見でございます。

どうぞ。

○福土専門委員 私も伊藤専門委員と同様に、この時点では評価の必要性が低いと判断された項目でも、今後さまざまな科学的な知見がわかり、市場そのものの变化、そうしたものの関連によって、かなりまた大きな問題として出てくることもあるので、特に健康影響評価について、案件として候補に挙がったものについては、事務局としてもフォローしていただいて、その折々に情報、その他が増えてきましたら、また御報告いただければと思います。

以上です。

○富永座長 全くそのとおりですね。

どうぞ。

○西脇専門委員 今回の参考資料の件は、何人かの専門委員の方の延長線上にあるかと思っていますけれども、基本的に審議結果に関しては、特に異論があるということではありませ

ん。ただ、収集した情報、ある意味ではだれかがこういう不安を持っている。本当に大丈夫なのかということを常に感じているという視点で見たときに、この結果は、少なくとも安心感の方をなくすことには、残念ながらつながっていないのではないかと。

多分、先ほどの市川専門委員の御意見もそういうことで、ある意味では、専門的な部分で見れば、わかる人はわかるのかもしれないけれども、普通の人から見れば何を言っているかわからないと。これで安心しろと言われても、ちょっと苦しいね。ある意味では、日本においては、安心と安全の差が大きいと言われていると。そういう観点から、この委員会みたいなものが設置されてきている流れはあると。ですから、そういう面で見たときに、安全の面はいいと。では、これを踏まえて、安心につなげるためにどのような広報の仕方で説明をしていくのかとか、そういうところのいろんな工夫というものが、もう一段、もう二段求められているのではないかと思います。

先ほどの伊藤専門委員のお話の中で、社会的に信用が失われる事象ばかりが目立つ報道が一連でされていると。先ほどのアメリカでの 1 月 20 日の件も、信用しようということで、この委員会等を含めて決めたところが、結果的には守られていなかったというところが起きているわけですね。ある意味では、それに関して日本は、更に一步、二歩踏み込んで、どういう要請をしていくのかというのが、多分明確に出てこない、信用しろといっても、信用できないではないか。こういう我々を裏切ることを、1 か月後に既にやっているのではないかと。多分そんなようなイメージが頭のどこかに常に残っている。やはりこういうところの部分を、我々自身がどう意識していくのかというのが、1 つ今後においてより重要なポイントになるのではないかと、今日の論議も踏まえて感じておりますので、コメントとしてお話をさせていただきます。

○ 富永座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○ 山本専門委員 B S E 問題は、たまたま私も食品安全委員会が主催された全国の説明会のあるところに、パネルとして出席させていただいたんですけれども、多分ほかの会場もそうだったと思うんですけれども、今、消費者団体の方がおっしゃっているのは、クロイツフェルト・ヤコブ病というのは、世界中で起こっているのではないですかと。B S E のリスク評価はわかるんですけれども、そいつがクロイツフェルト・ヤコブ病との関連で心配で仕方がないと皆さんおっしゃっているんです。どうも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病、v C J D と本来の C J D、日本で言えば脳の硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病なんだと思うんですけれども、そういったことの理解がほとんどできていないんで

す。どうもこの問題については、情報公開をするときにも、できればそういう全国の説明会のときに出ていた多くの消費者の方、特に一般の主婦の方が疑問に思っていることを、食品安全委員会の役割として解決していただく方向、解決できるかどうかは別にしまして、事実はこちらなんだと情報としてきちっと流していただく。

本当に消費者の人たちが心配するのは、アメリカではクロイツフェルト・ヤコブ病で何人も死んでいるではないですかと。それはBSEにつながっているはずですよという感覚が物すごく強いんです。やはりそういうことを、私自身は、クロイツフェルト・ヤコブ病、プリオンのことがよくわかりませんから、本当にそれがどうなのか全くわからないんですけども、我々ですらわからないことを、どうやって一般の消費者に、一般の生活者に理解させるかということ、是非やっていただければ大変ありがたいと思います。それをやらない限り、今のBSE問題というのは解決着かないと思います。

これは、そのときの説明会で中村先生がおっしゃっていましたが、そうは言っても変異型クロイツフェルト・ヤコブ病が起こるまでの潜伏期間が非常に長いから、なかなか今の科学ではわかっていないんだというようなおっしゃり方もされていましたが、それをもさることながら、そういったこともきちっと説明していくべきだと思います。是非それはやっていただきたい。それができるのは、恐らく食品安全委員会ではないかと思っています。ちょっと意見として申し上げさせていただきます。

○富永座長　ありがとうございます。

ほかに意見ございませんか。

今日は参考資料2、特にその中でBSE問題に関して、大変貴重な御意見が出ましたが、まずこれを総括しますと、食品安全委員会できちんと評価しようと思うと、データがないと評価ができない。だから、データがないものについては、今後ともデータ収集に努めなければならない。評価した結果というのは、安全性の視点で評価することになっています。ですから、それでいきなり安心にまでいきませんが、安全性に関する資料をきちんとした形で、わかりやすく、いろんな形で国民に何回も何回もいろんな角度で、いろんな方法で伝えることによって、だんだん安心の方へ浸透していくのではないかと思います。

ですから、今後とも一番大事なのは、その都度新しい情報を収集する。ないものは、積極的に収集する。そして、ある時期で一応評価して、審議結果が出しても、また新しい情報が加わると、更にその審議結果を、あるいはファクトシートを修正して、新たなものを公表する。そういう形にせざるを得ないと思います。特に今回は、BSE問題で大変騒

がれておりますので、食品安全委員会としても、これからこの問題は特に慎重かつ的確に対応していきたいと思います。

参考資料については、これでよろしいでしょうか。

その次、どうぞ。

○ 小木津総務課長 それでは、次にお手元の参考資料 3 と 4 に基づきまして「平成 18 年度食品安全委員会予算（案）の概要」と「平成 18 年度組織・定員要求の結果について」の御報告をさせていただきます。これは、次回の企画専門調査会で御議論いただきます 18 年度の運営計画に、非常に密接に関わるものでございますので、御説明をさせていただきます。

まず参考資料 3 でございますが、18 年度の予算ということですが、食品安全委員会におきましては、一番上にありますように、18 年度は 14 億 4,800 万円の予算を獲得できております。

そして、2 つの大きな柱について、重点的に要求しておりましたが、1 つ目がリスク評価を実施するために必要な体制を強化するということ。併せて、そのベースになるような、リスク評価を実施するために必要な食品健康影響評価技術の研究を推進していくということ。これが 1 つ目の柱でございます。

また、併せて国民の理解を一層得るためのリスクコミュニケーションの推進。食育を推進していくということにも関わってくるわけですが、これが 2 つ目の柱でございます。

まず、1 ページ目は「1 食品健康影響評価（リスク評価）の実施」についての項目ですが、これにつきましては、7 億 8,500 万円ということでございますが、その中で特に拡充したものが上の 2 つでございまして、1 つ目が「食品健康影響評価体制の拡充（拡充）」ということでございます。こちらは、専門調査会等の体制を強化するということで、特にポジティブリスト制度の導入に伴い、これに対応するための体制強化をしていこうということでございます。

2 つ目が、「食品健康影響評価技術の研究の推進（拡充）」でございます。こちらの方は、研究費を倍増して、研究領域を設定した公募型の競争的研究資金制度による研究の推進でございます。

裏側を御確認いただきたいと思います。2 つ目が「2 リスクコミュニケーションの推進」でございます。この中で特に力を入れていこうと考えておりますのが、1 つ目のボツにありますように「リスクコミュニケーション推進事業（新規）」でございます。内容といたしましては、リスクコミュニケーションを効果的に推進し、併せて食育も推進するため、関係団体等が行うセミナーの指導者の育成、教材の提供を行う事業を計画しております。

す。

以上のようなところが、特に新規で強化していこうと考えている事項でございます。

続きまして、参考資料 4 でございます。予算の方とも関わるわけでございますが、1 つは定員要求の中の柱といたしまして、予算の方では専門調査会等の評価体制の強化でございましたが、それを支える事務局についても、事務体制を強化していくということで、計画的に実施していきたいと考えております。

もう一つは、「リスクコミュニケーション実施体制の拡充」も段階的に進めていこうということでございまして、18 年度は評価体制の中で評価専門官が 1 名認められております。また、リスクコミュニケーション専門官が 1 名ということで、特に上の方の評価の体制につきましては、専門委員の増員、あるいはそれに伴いまして分科会とかワーキンググループを立ち上げることが可能になってきております。また、非常勤の職員でございますが、技術参与の増員等が予算措置されておりますので、こういったことと相まって評価体制を整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○富永座長 ありがとうございます。これは報告をお聞きするということに、とどまると思います。ありがとうございます。

次は、参考資料 5 の「平成 18 年度における食品健康影響評価技術研究の研究領域について」ですか。どうぞ。

○境情報・緊急時対応課長 参考資料 5 に基づきまして、「平成 18 年度における食品健康影響評価技術研究の研究領域について」の御報告をさせていただきます。

ここにございますように、1 月 12 日に食品安全委員会第 126 回会合におきまして、5 つの研究領域が決定されております。この決定に当たりましては、この委員会の前に、研究運営委員会といった委員会の中の作業チームみたいなところですけれども、そこで候補案の選定をしておりますして、食品安全委員会の委員、専門委員の方々すべてに、この研究領域の候補案を募集いたしまして、37 領域が提案されておりますして、その中から、基本的にこの研究は今年度からスタートしておりますして、今、既に 7 領域 8 課題が動いておりますが、こういった前年度のものとダブリを基本的には避けるというものです。

厚生労働省、農林水産省でも当然研究がなされておりますから、こういったリスク管理機関との研究課題のダブリを避けるといったことに配慮しながら、5 研究領域の選定をしております。

まず、1 番目は「Ⅰ 化学物質系研究領域」でございまして「○ 化学物質の定量的毒

性評価法に関する研究領域」でございます。ここにありますように「食品中の単独あるいは同時に複数の化学物質による暴露に対する定量的に健康影響評価に資する研究を募集する」ということがあります。「留意事項」にありますように「M O E (Margin of Exposure) 等の新たな指標も含め精密な暴露評価手法等の開発に資するものであること。または、乳幼児及び高齢者等のリスク高感受性グループへの健康影響の評価手法等の開発に資するものであること」という留意事項を付けております。

2つ目が、大きな領域としまして「II 生物系研究領域」。ここでは2つの領域を設定しております。

1つ目が「○ 食品に起因するv C J Dのリスク評価のための効果的B S Eサーベイランス手法の開発に関する研究領域」でございます。「留意事項」にありますように「疫学的・統計学的に、B S Eを最も効率よく摘発するサーベイランス手法やB S Eの感染数からv C J Dの発生数を予測する手法等の開発に資するものであること」ということであります。これにつきましては、先ほども申し上げましたように、農水省におきましては、17年度、18年度、2か年の期間におきまして、各国及び我が国のB S Eサーベイランスの分析、評価に関する研究というものが実施されておりますので、具体的な研究課題の選定に当たりましては、農水省の課題と重複しないという形に配慮しながら、選定をしてまいりたいと考えております。

次に「○ 食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域」ということでございまして「留意事項」でございますが「ノロウイルス、肝炎ウイルス、カンピロバクター、リステリア菌等、食品に起因する病原微生物による健康影響を効率的・効果的に評価する手法の開発に資するものであること」というものでございます。

裏にまいりまして「III 新食品等研究領域」ということで、4つ目の研究領域としまして「○ 健康食品等の安全性評価法に関する研究領域」でございます。「留意事項」にありますように「新たに開発された食品素材及び従来の食品成分を濃縮する等により開発された食品素材の過剰摂取、長期摂取等による健康影響評価（乳幼児及び高齢者等のリスク高感受性グループの健康影響評価を含む）の評価指標の設定あるいは安全性評価法の開発に資する研究であること」というものでございます。

最後に大きな4つ目の領域としましては「IV リスクコミュニケーション研究領域」ということで、具体的な領域としましては「○ リスクコミュニケーションの情報提示方法、言語表現等に関する研究領域」というものでございます。「留意事項」にありますように「リスクコミュニケーションを進める上で、使われる情報伝達メディアや表現方法によ

って、どのような意識変化及び行動変容が生じるか、また、関係者間において日本語等の表現がどのように認知されるか、等を明確にし、意見交換の実効性の観点から効果的かつ効率的なリスクコミュニケーションの実施に資するものであること」という留意事項を付けております。

これらは、1月12日に食品安全委員会で決定されまして、翌1月13日～2月13日までの1か月間、具体的な研究課題の募集に入っております。これらにつきましては、全国の大学あるいは研究機関等、合計約九百の機関に応募要領を送付しますとともに、食品安全委員会のホームページにも公表しているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、具体的な研究課題がきましたら、大体3月中ぐらいまでに選定をして、予算案が恐らく決定されるであろう4月になってから、具体的に研究課題を決定してまいりたいと思っております。その上で、おおむね5月を目途に、委託の金額も含めまして、契約を締結するという形で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○富永座長　ありがとうございました。

この種の研究を食品安全委員会が積極的に計画してやるということは、大変いいことだと思います。

これにつきまして、何か御質問なり御要望ございますか。

○伊藤専門委員　要望といいますか、期待といいますか、特に食品に起因する病原微生物のリスク評価という部分なんですけれども、小売業の食品の現場を預かっている中で、ノロウイルスが今、非常に注目されています。年明け1月、もう後半に入っているわけなんですけれども、現場では宮城県産の生食用のカキをいつ販売中止にするか、非常に緊張感を持って毎日宮城県の漁連と連絡をとりながら、自主検査でどの海域で出たから、ここはやめようとか、そういう形でやっています。海域といっていますけれども、別に養殖の海をコンクリートで仕切ってあるわけではありませんから、かなりいい加減な部分があると思うんですけれども、そういった部分と、もう一つは、どうしても現場で単発的な食中毒といえますか、憂色のクレームがあったときに、開業医といいますかお医者さんが、ノロウイルスの食中毒だねというような簡単な言葉を申されるみたいで、診断書には大体書かれた場合は、感冒性胃腸炎というような形で書かれるんですけれども、非常にシリアスな問題で、お客様からすれば、医者が食中毒と言ったんだからと言われますけれども、診断書なり、お医者さんは検便をされて、その上で判断されていますかということを聞くと、そういうことはないわけです。我々もお医者さんに確認して対応しますけれども、本当の集団

食中毒であれば、必ず保健所に届けなければいけませんから、そういった部分を含めて、非常に難しい問題で、食中毒という判断になるか、あるいは二次感染、三次感染を含めた感染症という形の判断になるかで、我々にとっては行政的な処分が大幅に変わってきますので、特にノロウイルスの研究については、大きな期待と持ちたいと思っていますので、是非そういった意見が現場にあるということも知っておいていただければと思います。

以上です。

○ 富永座長　そういう御要望があることをお伝えくださいませ。ありがとうございました。

ほかにございますか。どうぞ。

○ 山本専門委員　前の予算のところのお話を、もし差し支えなければ教えていただきたいんですけども「○食品健康影響評価体制の拡充」のところで、ポジティブリスト制の導入に対する影響評価ということで、大分予算が拡充されて、課長補佐が動員されておられるんですけども、具体的にはどういう方向のことを検討されているのか、もしわかりましたらお願いします。

例えば、最終案が出る前に、A D I が設定できない農薬については、十分留意するようという御意見を出された経緯もございますし、そもそも農薬等のリスクの見直しという意味が、多分リスクマネジメント機関がやる仕事と、食品安全委員会が仕事と、少し役割が違うんだと思いますけれども、もし差し支えがなければ教えていただければありがたいです。

○ 國枝評価課長　11月29日にポジティブリストが導入されて、告示という形で出まして、半年経っておりまして、5月29日から施行という形になります。したがって、これはいとまがないという形で基準が導入されましたので、それからできるだけ速やかに、それぞれの暫定基準について評価ということを食品安全委員会の方がやることの対応でございます。

700を超える非常にたくさんのものをしなければいけないということで、ここに書いてある体制の充実というのは、具体的にいいますと、先ほどのような専門官を1名増加とか、あるいは参与とっておりますけれども、専門性を持っている非常勤の職員を雇いまして、体制を充実すると。

あと、いわゆる実際に評価をしていただく専門調査会がございますけれども、それを例えば、農薬などで2つに分けたりとか、あるいはワーキンググループをつくったりという形でやるというのが、1つの体制という意味でございます。

あと中身については、今、厚生労働省の方から実際に出たときに、こういった形で依頼

をするかという話については、既に食品安全委員会の方から聞いて、それに対して報告があったんですけれども、一応毎年計画をつくって、それを出すという形になっておりますので、私どものところは、その依頼計画について、たくさんありますので、できるだけ効率よく、しかもしっかりしたものを出すという形で、こういった形でやるかというのを、今、厚労省と調整をしております。

実際には、既にそもそもの暫定基準そのものというのが、例えば J E C F A だとか、あるいはアメリカ、カナダとかという主要な国のものを参考にしながらつくられておりますので、既に評価書というようなものが国内、国外に実際にございますので、そういった評価書をまず中心にやっていくと。もし疑問があれば、更に深くするというような形でいくようになります。

詳細については、食品安全委員会の方に案をつくって御報告して、御了解をいただくというような手続がございますので、実をいうと、細かいところについては、今、担当省庁とも調整をしておるところでございますので、今回はこれぐらいで御了解いただければと思います。

○富永座長 ほかに予算、あるいは組織について、何か御質問などございますか。よろしいですか。では、順番にどうぞ。

○佐々木専門委員 単純な質問です。済みません。

参考資料 4 の本文の中で「審議未了案件が山積しており」とあるんですけれども、今、各専門調査会で幾つぐらい未了になっているのか。それによって予算が適切かというのも出てくるのではないかと思ったものですから、参考までに教えていただければということです。

「○リスクコミュニケーション実施体制の拡充」というところで、専門官とただの官というのが、ラインを変えてあるんですが、どういう役割分担になるのかも、ちょっと教えていただければと思います。

○小木津総務課長 評価案件の方でございますが、基本的事項のフォローアップの方の資料 2 の「具体的内容」のところに、1 ページの一番上の右側の欄にございますが、今まで累積で 470 品目の要請がありましたが、今までにそれについて回答しておるのが 208 品目ということで、形式的にいいますと引き算ということになりますので、262 品目ということで、まだ半分残っているということです。

○佐々木専門委員 専門調査会ごとのものはわかりますか。というのは、定員が割と均一ではないですか。でこぼこがあってもいいのかなと思います。

○ 國枝評価課長 今、手元にないので、頭の中で恐縮なんですけれども、この中の未了になっている部分の多くの部分というのは、実は水道法の改正の関係がありまして、そのときにミネラルウォーターとの関係で、いわゆる汚染物質の関係と農薬関係で、農薬は八十幾つと、汚染物質が四十幾つだったと思いますけれども、トータル百数十品目について諮問がきておりまして、これが実をいうと結構大きな部分を占めております。

実際には、今回農薬等のポジティブリストになった場合に関わる部分で、特に農薬の部分については、そこと重複している部分がございますので、逆にいうと、ポジティブリストのところとすれば、その部分は減ってくるということになります。

先ほどのものを正確にいいますと、清涼飲料水の規格基準の改正には 93 の農薬、43 の汚染物質というのが入っているのが、かなり大きな部分でございます。それ以外には、食品添加物とか農薬等でも止まっておりますが、資料を要求して出ていない部分で未了になっているような部分もございますので、一番大きいのは先ほどのような清涼飲料水関係だと考えていただければいいと思います。

○ 富永座長 もう一つ、リスクコミュニケーション官と専門官の差についてです。

○ 西郷リスクコミュニケーション官 リスクコミュニケーション官でございます。

そもそもリスクコミュニケーション官というのは、何をやっているのかというお話もございますけれども、まずリスクコミュニケーションそのものはよろしいかと思うんですけれども、今度新しくできる専門官は、もともとリスクコミュニケーションの担当が 1 人しか事務局にいないということ自体が弱いということもございますので、物理的にもうちょっと、例えばいろいろな評価の御説明に出かけるにしろ、1 日 1 回しかできないということではいけないということも、そういった点での強化ということもございます。

それと、コミュニケーションを要する分野が物すごく多岐にわたってまいりまして、情報についても細かいことを要求されることも多いものですから、かなり専門性を要することがあると思います。

今回について、1 人の人がすべてリスクコミュニケーションの専門というわけではないんですけれども、2 つ専門ということがございまして、1 つは評価分野のこともございますけれども、あとは今リスクコミュニケーションを都道府県でいろいろやっておりますが、コミュニケーション技術につきましても、国のやり方は意外と拙劣だと言われることが多いですし、そういった点での専門性を有する職員を配置していかなくてはいけないという考え方で、端的に 1 人そろえばそれで済むということではないんでございますけれども、そういった方向をお認めいただいて、増員ということになったかと思っております。

具体的に配置されたら、どういうふうなことで分担するのかということについては、今後やりたいと思います。ただ、リスクコミュニケーション官よりも、何か専門官の方が偉そうに見えるというのは、じくじたるものがあるわけですが、そこは担当としては、お認めいただいて、非常に喜んでいるところでございます。

○佐々木専門委員 何か名前が増えたような感じがしないものですから、もうちょっと消費者にリスクコミュニケーション担当を増やしてやったんだと、わかるような名前の方がよかったのかなという感じがしただけです。

○富永座長 応援演説みたいですが、市川専門委員、どうぞ。

○市川専門委員 18年度の研究領域にリスクコミュニケーションの研究領域を入れていただけたということは、消費者の一人として非常にうれしく思っております。ただ、リスクコミュニケーションというのは、研究して報告書にまとめればそれでいいというものではなくて、それをやはり実際に展開する人がいかに大切かという部分を、きちんと研究領域を引き受けてくださるところが理解をして、できればそれにつながるような展開を望みたいと思います。

○富永座長 おっしゃるとおりですね。これも実際の研究者にお伝えいただくように、お願いしましょう。ありがとうございました。

ほかにございますか。どうぞ。

○西脇専門委員 質問です。

参考資料5の一番初めの「○ 化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域」のところです。「複数の化学物質による暴露に対する定量的な健康影響評価」云々かんぬんという項目がありますけれども、これは先ほどの参考資料2の方の5番目に複合汚染の項目があるかと思えますけれども、ある意味では、今この評価方法がないので、ここのところをやっていくという解釈でよろしいのでしょうか。

○境情報・緊急時対応課長 おっしゃるとおりでございます。厚労省の方でも、若干複合汚染のところの研究を進めているようでございますけれども、食品安全委員会としては、その成果も活用しながら、また私どもで評価法を確立するというところで、研究を開始していきたいと思っております。

○西脇専門委員 そうすると、どれぐらいで、また物質をどう組み合わせるのかなどと考えたら、無限大の組み合わせになるかと思えますけれども、ある一定の成果を得られるものが出てきたときには、先ほどの論議の観点からいうと、審議結果の流れを少し変えて、改めてその段階で見られるものについては見ていこうという形に変わっていくととらえて

いいわけですね。

今のところでは、評価困難ということで、やらないと付けているということになりますから、逆に言えば、その分析法なり、データなり、客観的なものがそろってくるならば、先ほどの専門委員の方の御発言にもありましたけれども、改めて見直していこうと。そんな観点でよろしいのでしょうか。

○ 境情報・緊急時対応課長 本日、御説明させていただきましたのは、研究領域でございますので、先ほど申し上げましたように、あと1か月、2月13日ぐらいまでかけて、研究課題を募集し、最終的には4月に新たな課題を決定するようになりますから、複数の汚染についての適当な課題が挙がってくるかどうかは、まだ定かではございませんから、もし挙がってくれば、この研究課題は、最高3年間の研究期間を設定することにしておりますので、1年なのか3年なのかわかりませんが、そういった成果を踏まえて、評価に反映していきたいと考えております。

○ 西脇専門委員 ありがとうございます。

○ 富永座長 先ほどの中の複数の化学物質の評価方法は、大変重要でございまして、まず評価方法をきちっと固めないと、評価ができませんね。ですから、まず第1段階としては、今回これが研究領域に入っているということは、大変いいことだと思います。それに基づいて、どんどんといろんなものを組み合わせて、安全性などを研究するようになると思います。

ほかに何か御質問、あるいは御意見ございますか。

○ 市川専門委員 資料2についてなんですけれども、私の理解度が足りないのかもしれませんが、この資料は非常に理解しづらいです。年度途中ということもあって、実施状況ということで、横書きの羅列になっているのかなと思うんですけれども、1年終わったときの報告書については、もう少し読みやすい形で、例えば、目標はこうということで、達成度はこれぐらいだとかというような、ぱっと見てわかりやすいような書き方をもう少ししていただけると、ありがたいと思います。意見も出したいなと思っていたのですけれども、何かめくっているうちに、あっという間に時間が過ぎてしまったというような感じでした。

私の読解力不足かと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○ 小木津総務課長 今の点につきましてですが、専門委員がおっしゃったような観点から申しますと、やはり企画専門調査会で御議論いただくんですけれども、その年度の計画をつくり、そしてその年度の計画の実施状況を最終的にフォローアップするという役割もご

ざいます。ここの資料の基本的事項というのは、年度が区切られていないものですから、こんなにわかりにくい資料になっておりますが、年度ごとに区切られた計画と、その実施状況の報告というのは、別途やらさせていただくことになっておりまして、近々ですと、17年度の運営状況について御報告の案をつくらせていただきまして、御審議いただく予定にしております。よろしくお願いします。

○富永座長　ただいま市川専門委員から、要望のような御意見がございましたけれども、私もこの専門調査会は最初から専門委員になっておりますけれども、なかなかこういうものを消化するのは大変なことございまして、私は私なりに、この御説明の最後に申しましたように、これは法律の第11～20条までの項目が書いてありまして、何をやるべきか、どうなっているかということですから、まず全体の食品安全基本法の非常に大事なところはどの辺かということを考えまして、それから枝の方にいっているんです。

ですから、この資料2でも今のような目標を掲げて、今どこまっていっているかとか、何をしないといけないか、そういうもののほかに、資料2に最初の1ページでいいから、目次のようなものがあれば、そうすると法11条～20条までが何なのかということで、食品安全委員会がやっていることが非常によくわかりますので、今後そういうことも考慮して、資料を御準備いただきたいと思います。

○小木津総務課長　検討させていただきます。

○富永座長　どうぞ。

○伊藤専門委員　今日の参考資料4のところで、今年5月からポジティブリスト制が導入されるということで、私の属しております畜産の現場でも、農家が非常に体制固めのために、これは1つしっかりとやるということで、今、非常に気持ちが進んでいる畜産農家と、まだまだという農家がいろいろとあるわけでございますが、そういう中で、今日の資料2のところで、農薬の残留基準なんです、農薬においては、やはりいろいろと残留基準というものがあまして、これを一律に、10ページのところに、0.01 ppmを設定するというような格好でございますが、いろんな農薬がある中で、こういう0.01 ppmを基準値として定めた理由というか、そこら辺の考え方をちょっとお聞かせ願えればありがたいです。

○國枝評価課長　一律基準というのは、ポジティブリストに定められたもの以外のものについては、0.01 ppmということになるんですけれども、これは厚生労働省の説明によると、たしか一番たくさん食べるものが150と。それを前提にして、あと諸外国での設定状況とかを見て、実際に使われる農薬と、実際に暫定するものと、一番たくさん食べるもの、水は除いているんですけれども、そうしますと、大体一番多いものでも150 gぐらいという

ことで、そのときに 0.01 以下であれば、健康に影響がないだろうということで設定したと説明しておりまして、E Uでも一応 0.01 という形にしていると。あと、オーストラリアとかは 0.1 だったと思いますけれども、そういうことで、どちらかというが一番厳しい形で決めていると聞いております。

○伊藤専門委員 わかりました。

○富永座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○山本専門委員 資料 2 について、あえて先ほどはあまり細かいことはお尋ねしなかったんですけども、コエンザイム Q10 については、世の中的に言えば、少しブームが下火になってきつつあるんです。もともとこれは医薬品として許可されているので、そのときのデータが多分あるんだと思うんですけども、これはどこから、厚生労働省かどこか知りませんが、リスク評価してほしいという要望だったんだと思うんですけども、この評価はもっと時間がかかるんですか。今日の朝ホームページで見てみたら、まだ評価がなされていなかったようです。

○國枝評価課長 医薬品では 30 mg ということで、実際には副作用が 2 例ぐらいありまして、それを踏まえて厚生労働省の方で団体の方にお願いをして、いろんな情報収集をするという中で、大体 300 mg ぐらいだったらいいのではないかなというような案も含めて、いろんな情報を踏まえて、食品安全委員会の方に食品健康影響評価ということできたものです。

実は親委員会の中で議論しているときに、この取扱いについて、例えば医薬品と食品との区分の問題だとか、幾つかの疑問点が出てきて、それについて、新開発食品専門調査会の方でも、どんな意見があるかということを知くという形で御議論いただいて、それを踏まえて、実際どういう形で対応するかというのを議論しておるところでございます。

○山本専門委員 もう少し時間的には、かかりそうですか。

○國枝評価課長 そちら辺のところの整理をしているということで、今すぐにいつという形ではできませんけれども、物すごく長くなるということではないと思います。

○山本専門委員 わかりました。

○富永座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○近藤専門委員 ポジティブリスト制についてなんですけれども、今、食品に関わっている小売の私たちも 1 つのステークホルダーですので、影響が大きいという部分があります。

微力ながらPR活動といたしますか、今年に入ってから、特に社内、社外、講演会とか、いろんな取引先を集めての会議の中で、少なくとも今ごろになって、ポジティブリスト制とは何だというようなことがないように、そういう一番基本のところからPRをさせていただいております。勿論情報収集をしていただいて、勉強をしておいてほしいということを伝えております。

ただ、併せて福土さんのところの辺りでも、読売新聞を通じて、一般のお客様にもわかるレベルのポジティブリスト制について、過去に出ていますけれども、更に続けていただければなと思っています。我々サイドもいろいろ努力している部分もありますので、ちょっとPRさせていただきました。

○富永座長　ありがとうございます。

では、近藤専門委員どうぞ。

○近藤専門委員　これに関する適切な日本語は、農家でも、だれでもわかる言葉というのではないのでしょうか。

○富永座長　ここの検討課題です。

○近藤専門委員　これをいろいろと説明するのに、大変時間が要するわけです。ひとつまたよろしくお願ひしたいと思います。

○富永座長　ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○鋤柄専門委員　座長の方から発言を促されて、私は、今日は聞いているばかりで、自分の感想ということを一言述べさせていただければ、前回初めて会合に出席させていただきまして、食品の安心・安全に関する施策がいろいろな経過を経て策定されていることを知りました。

今回、食品安全基本法というものの実施状況をお知らせいただいて、かなり具体的なシステムが動いていることも知りました。

私は、現場の臨床獣医で採卵鶏を見ております。実際に非常に狭い視野しか持ち合わせておりませんが、現場では畜産生産物を通じての事故、あるいはクレーム、もう少し言いますと、違法行為につながるようなことまでが多くあることが現実です。どうしてこのようなしっかりした施策、あるいはシステムがありながら、何が原因で正常に働いていないのか。現場でいろいろなトラブルが多いのかということを改めて考え直してみたいと思います。

特に、参考資料5ですけれども、鶏の方の場面からいくと、サルモネラです。それから、

鳥インフルエンザについての情報を知りたいと思います。

以上です。

○富永座長 最後の点は、何かありますか。どうぞ。

○境情報・緊急時対応課長 今、鋤柄専門委員のお話のサルモネラですが、実は 17 年度の研究課題の中で、多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究というものが取り組まれておりますので、この中で食中毒の代表例としてサルモネラを題材に、評価手法の研究がされるということでございます。

また、インフルエンザにつきましては、私どものホームページにも公表しておりますように、今の鳥インフルエンザの基本的な問題は、鳥から人に直接ウイルスが感染していくということが問題になっておりまして、鶏肉とか鶏卵を食べることによって人が感染するというわけではございませんので、基本的には食品由来の感染症ではないのではないかとということで、特に食品健康影響評価の研究の中の課題には取り込んでいないということでございます。

○國枝評価課長 もう一つは、とりあえず自ら評価の案件ということで、リステリアの関係の部分があったんですけれども、これについて、むしろガイドラインみたいなものをまずつくって、そのあと優先順位ということで、微生物・ウイルス合同専門調査会のワーキンググループで、実はもうかなりでき上がっているんですけれども、食品を介した微生物の食品健康影響評価ということで、それをどういった形で評価をしていくかというガイドラインが、今ほぼでき上がってきております。

あと、実際にいろいろ問題になっているようなものについて抽出して、それについて更に分析していこうというような試みも、今、進めております。

あと、サルモネラとかについては、そういう緊急だけではなくて、ホームページの中にも、簡単なものですが、一応こんなものですよというような形のものが、実際説明に入っておりまして、今度ウェルシュ菌なども入れたりとかしようとしているんですけれども、そういうような形の、いわゆる広報という形も進めております。

あと、鳥インフルエンザの関係も最近ちょっとリバイズした形で情報が、かなり各国とか、あるいはWHOとかの動きも含めたもので、サイトとしては充実しているような形になっていると思います。

○富永座長 参考資料 5 に関連しまして、これは平成 18 年度、現在公募中の研究課題でございますけれども、実際には 17 年度から研究をやっておりますので、参考資料 5 の更に参考のような形で、現在進行中の平成 17 年度の課題だけでもあれば、食品安全委員会として

どういう研究を推進しているかというのが、よくわかりいただけますので、最後の鋤柄専門委員のような御疑問も解けるかもしれませんので、また将来そういう点に御配慮いただきたいと思います。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、大体御質問、御議論も出尽くしたようでございますので、本日はこれで終了いたします。今日は議題１が予想より早く終わりましたので、ひょっとして１時間で終わるかなと思っていましたけれども、予定どおり２時間ぐらいになりまして、後半の１時間で各専門委員から大変貴重な御意見、御要望が出ました。ありがとうございました。

それでは、事務局から次回の会議と今度は何を審議するかということを、併せて御説明ください。

○小木津総務課長　それでは、次回の企画専門調査会におきましてですが、既に資料１の当面調査審議を求める事項の中に書いてございます、２番目の点でございます「２　平成１８年度食品安全委員会運営計画について」の御審議をいただくということでございます。

次回の開催日時につきましては、既に２月１３日月曜日１４時からということで調整させていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○富永座長　では、どうもありがとうございました。

これで、第１３回の「企画専門調査会」を終わらせていただきます。